旧	新
第3条（入会資格） 1.本クラブの入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。(1)各会員種別において別途定める資格を満たすこと。 (2)本クラブの施設の利用に堪え得る健康状態であることを本クラブに申告いただくこと。 (3)本会則に同意いただくこと。 (4)暴力団関係者でないこと。 (5)刺青（ファッションタトゥーを含みます。）をされていないこと。 (6)過去に本クラブより本会則に基づく契約を解約されていないこと。ただし、解約された方であっても、解約の原因が解消された場合等で、本クラブが検討した結果、再入会資格を認めることがあります。	第3条（入会資格） 1．本クラブの入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。 （1）各会員種別において別途定める資格を満たすこと。 （2）本クラブの施設の利用に堪え得る健康状態であることを本クラブに申告いただくこと。 （3）本会則に同意いただくこと。 （4）暴力団関係者でないこと。 （5）刺青（ファッションタトゥーを含みます。）をされていないこと。 （6）過去に本会則の違反行為をされていないこと。ただし、違反された方であっても、違反事由が解消された場合等で、本クラブが検討した結果、入会資格を認めることがあります。
第4条（入会手続） 3.会員は、入会後、本クラブから身分証明書等、本人確認情報の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。本クラブは、会員がその求めに応じない場合、当該会員の施設の利用を禁止することができます。この場合であっても会員は、第7条第1項に定める諸費用を支払います。	第4条（入会手続） 3．会員は、入会後、本クラブから本人確認書類の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。本クラブは、会員がその求めに応じない場合、当該会員の施設の利用を禁止することができます。この場合であっても会員は、第7条第1項に定める諸費用を支払います。
第13条（持込物に関する責任） 3.本クラブは、会員が施設に放置した物に関する一切の権利を放棄したものと見なします。ただし、次の各号に定めるものを除きます。 (5)運転免許証、健康保険の被保険証、在留カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの	第13条（持込物に関する責任） 3.本クラブは、会員が施設に放置した物に関する一切の権利を放棄したものと見なします。ただし、次の各号に定めるものを除きます。 (5)運転免許証、健康保険の被保険証、在留カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、個人の地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの